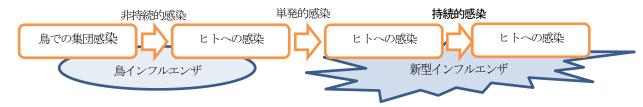
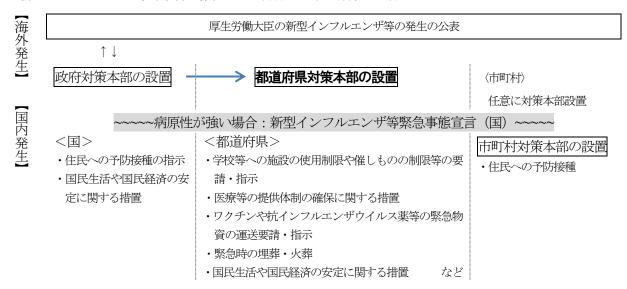
新型インフルエンザ等対策における体制について

1 新型インフルエンザについて

ウイルスの変異等により、多くの人が免疫を持っていないタイプのインフルエンザのことで、 感染によりパンデミック(世界的大流行)を起こすことが確実と言われている。



2 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号)



3 新型インフルエンザ対策の基本方針

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し, 県民の生命及び健康を保護する。
- ② 県民生活・経済に及ぼす影響が 最小となるようにする。
- 宮城県の流行規模・被害想定
 - ○発病率 全県人口の約25%
 - ○医療機関受診患者数 23.8 万人~45.8 万人
 - ○死亡者数 0.3 万人~1.2 万人
 - ○従業員の欠勤最大40%程度(ピーク時の約2週間)

迅速な対策のための明確な体制を構築する

11

4 体制構築に向けたこれまでの経緯

新型インフルエンザ特別措置法(平成24年5月)

宮城県新型インフルエンザ等対応方針(平成25年1月)・・・県行動計画策定までの暫定対策

- → 宮城県新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年3月)
- → 宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年3月)
 - → 宮城県新型インフルエンザ等対策本部要綱及びマニュアル (策定中) *新型インフルエンザ等対策における実務体制の明確化

「宮城県新型インフルエンザ等対応マニュアル」(案)について

1 新型インフルエンザ対策の体系

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)
新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年県条例第26号)
新型インフルエンザ等対策本部設置要綱(案)

宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年3月)

宮城県新型インフルエンザ等対応マニュアル(案)

2 概要

- (1) 新型インフルエンザ等対策本部設置要綱(案)
 - ・副本部長の指名,本部員(措置法指定以外)の任命
 - ・幹事会, 個別対策班及び地方対策本部の設置 など
- (2) 宮城県新型インフルエンザ等対応マニュアル (案)
 - ①総論 (新型インフルエンザ,マニュアルの位置付け,組織体制,連絡体制等)
 - ②各論 I (本部運営編)

〔対策本部・幹事会・個別対策班・地方対策本部・現地個別対策班〕

③各論Ⅱ(県民生活班, 感染制御班, 社会福祉·施設班)

3 今後の予定

- ・3月10日 宮城県感染症対策委員会 新型インフルエンザアドバイザーチーム会議
- 3月下旬 幹事会
- · 4月上旬 対策本部会議

" 宮城県新型インフルエンザ等対応マニュアル 発出

* 医療体制等についての検討・協議を踏まえ、加筆・修正を随時行う予定